

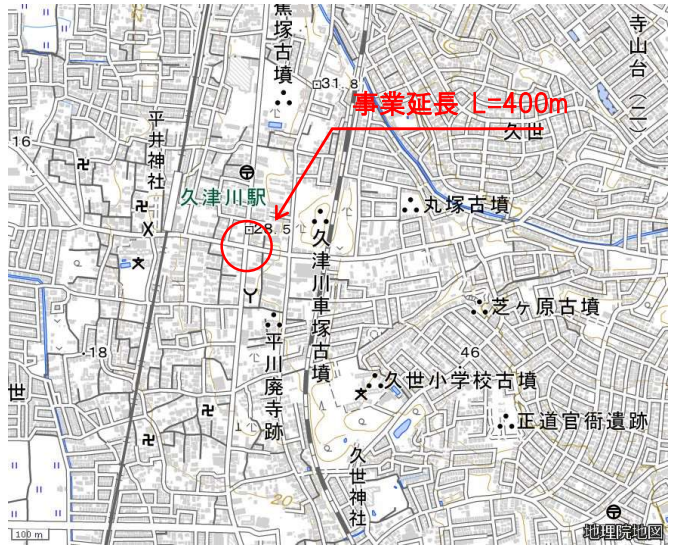
## 道路事業事前評価調書

路線・河川等名	主要地方道 <small>じょうよううじ</small> 城陽宇治線	事業名	交通安全対策 補助事業	補助・単独の別	補助
事業主体	京都府	事業箇所（区間）	城陽市平川横道 <small>ひらかわよこみち</small> 地内		
事業概要	路線概要	主要地方道城陽宇治線は、城陽市から宇治市へ至る幹線道路であり、沿線地域の生活を支える重要な路線である。			
	事業目的	本事業箇所の久津川交差点は、城陽宇治線及び八幡城陽線並びに城陽市道103号が平面交差する箇所で通学路であるが、歩道が狭小かつ付加車線が未整備のため、交差点改良により、付加車線の追加及び歩道の拡幅により、自動車の走行性及び歩行者の安全性の向上を図るものである。			
	上位計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都府総合計画 山城地域振興計画</li> <li>○ 城陽市総合計画</li> <li>○ 城陽市通学路交通安全プログラム</li> </ul>			
	整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業延長：L=400m</li> <li>○ 計画幅員：8.5(14.5)m 2車線 歩道等：両側 2.5m</li> <li>○ 全体事業費：約 6.0 億円</li> </ul>			
事業の社会経済情勢及び地元情勢等	事業を巡る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車交通量 17,964 台/日 (H27 センサス)</li> <li>○ 大型車交通量 1,561 台/日 (H27 センサス)</li> <li>○ 道路幅員が狭く、歩道が未整備</li> <li>○ 城陽市通学路交通安全プログラムの要対策箇所</li> </ul>			
事業の有効性	事業の効果及び費用対便益等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 付加車線を整備し、円滑な自動車交通を確保することで、渋滞を緩和する。</li> <li>○ 車道と歩道の分離により、自動車の走行性が向上する。</li> <li>○ 歩道整備により、歩行者の安全性が向上する。</li> </ul>			
事業の効率性等	コスト縮減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設発生土は、現場内再利用や他工事への流用による有効利用を図る。</li> <li>○ 高齢者等に配慮した、バリアフリー構造の歩道を整備する。</li> <li>○ 二次製品を積極的に使用しコスト縮減を図る。</li> </ul>			
総合評価	<p>本事業は、自動車の走行性及び歩行者の安全性の向上を図るものである。</p> <p>本事業箇所は、通学路交通安全プログラムの要対策箇所に位置付けられており、早急に対策が必要なため、新規着手の必要がある。</p>				



事業箇所

【広域位置図】



【位置図】

9,700					
1,200	500	3,000	3,000	500	1,500
歩道	路肩	車道	車道	路肩	歩道

【現況横断面図】

14,500						
2,500	500	3,000	2,500	3,000	500	2,500
歩道	路肩	車道	付加車線	車道	路肩	歩道

【計画横断面図】



【現況写真】

『<sup>わ</sup>環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和 5年 3月 22日
作成部署	建設交通部道路管理課

事業名	(主) 城陽宇治線 交通安全対策補助事業	地区名	城陽市平川横道地内
概算事業費	約 6.0 億円	事業期間	令和5年度～
事業概要	城陽市通学路交通安全プログラム等に基づき、歩道等の整備を行うことにより、円滑な車両交通の確保と安全な通行空間を確保するものである。 【歩道整備 L=400m W=8.5(14.5)m】		
目指すべき環境像	本箇所は人家が連たんする地域であり、地域住民の生活に配慮した施工を行う。		
関連する公共事業			

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO <sub>2</sub> 排出量等)	○	付加車線が無いことから右折待ちの車両が原因で速度低下が発生することから、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する必要がある。	付加車線の整備により、円滑な通行環境を確保し、CO <sub>2</sub> 排出量の削減を図る	4
	地形・地質				
	物質循環(土砂移動)				
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系				
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン	○	歩道の整備においては、高齢者等の交通に配慮し、安全な歩行空間を確保する必要がある。  工事中の騒音・振動の発生を抑制し、生活環境への影響を減らす必要がある。  事業実施により発生する建設発生土、資源の再利用に努める必要がある。	バリアフリー構造の歩道を整備し、誰もが安全に通行できる歩行空間を整備する。  工事実施の際には、騒音・振動の発生が抑制される工法や低騒音・低振動の機械を採用する。  建設発生土の流用や建設廃棄物を再処理施設へ運搬し、リサイクルを図る。	5
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			
	廃棄物・リサイクル	○			
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観		人家が連たんする地域であり、地域住民の生活に配慮した計画とする必要がある。	設計時に丁寧な説明を実施し、沿道住民と十分な調整を図りつつ施工計画を策定する。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭事				
	地域住民との協働	○			
その他					

外部評価	
------	--

(別紙)

## 構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。  
 （改善；5、やや改善；4、現状維持；3、やや悪化；2、悪化；1）

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
	主要な評価の視点	
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO <sub>2</sub> 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
その他	電磁波・電波環境・日照	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。